

平成23年度登録販売者試験 試験案内

1 試験

- (1) 日時 平成23年10月30日(日) 午前10時から午後3時30分まで
試験の説明を午前9時30分から行うので、それまでに試験室に入室してください。

試験時間	試験項目
午前10時から正午まで	医薬品に共通する特性と基本的な知識 人体の働きと医薬品 医薬品の適正使用・安全対策
午後1時30分から3時30分まで	主な医薬品とその作用 薬事関係法規・制度

- (2) 場所 熊本県立大学

熊本市月出三丁目1番100号

※ 試験会場に受験者用の駐車場はありませんので、試験当日は公共交通機関等
を利用してください。

- (3) 試験実施方法

試験は、以下の項目について筆記試験を行います。

試験項目	問題数
医薬品に共通する特性と基本的な知識	20問
人体の働きと医薬品	20問
主な医薬品とその作用	40問
薬事関係法規・制度	20問
医薬品の適正使用・安全対策	20問

※ 九州各県では、試験日及び試験問題を統一して試験を実施します。

2 受験手続等

- (1) 受験願書の請求

受験願書は、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課及び各地域振興局保健福祉環境部衛生環境課(保健所衛生環境課(熊本市の保健所を除く。))で配布するほか、熊本県庁ホームページに受験願書等の様式を掲載します。

なお、郵便により受験願書を請求する場合は、表面に「登録販売者試験受験願書請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒(返信先を明記し、140円分の切手を貼った角2形の封筒(1部請求の場合))を同封のうえ請求してください。

- (2) 受験願書の受付期間

平成23年8月15日(月)から同年9月2日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、郵送による場合は、平成23年8月15日(月)から同年9月2日(金)までの間の消印があるものを有効としま

す。

(3) 受験願書の提出先

最寄りの各地域振興局保健福祉環境部衛生環境課（保健所衛生環境課（熊本市の保健所を除く。））、熊本市内にあっては熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課

(4) 提出書類

提出書類は、次のとおりとします。また、受験資格及びこれを有することを証する書類は3に掲げるとおりとします。

ア 登録販売者試験受験願書

イ 受験資格を有することを証する書類

ウ 写真

提出前6か月以内に撮影したもので、縦5センチメートル、横4.5センチメートル程度の上半身、脱帽、正面向きで、本人であることが確認できるものとする。

また、この写真の裏面に氏名及び生年月日を明記し、受験願書に貼付してください。

(5) 受験手数料

受験手数料として、13,000円分の熊本県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼付してください。

なお、納付した手数料は返還しません。

(6) 受験願書を郵送で提出する場合

郵送で提出する場合は必ず書留とし、「登録販売者試験受験申込」と朱書きすること。熊本県収入証紙によらない場合は、以下のとおりとします。

ア 手数料を現金で納付する場合は、受験願書等に13,000円を同封し、現金書留で郵送してください。

イ 手数料を郵便為替で納付する場合は、受験願書と併せて郵便為替（普通為替）13,000円分を同封し、書留で郵送してください。

なお、納付した手数料は返還しません。

3 受験資格及びこれを有することを証する書類

次の各号のいずれかに該当する者であることとし、当該受験資格を有することを証する書類は各号に掲げるとおりとします。

ただし、実務経験終了見込みの者については、実務経験見込証明書を提出し、受験日前日までに改めて実務経験証明書を提出してください。

(1) 旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学及び旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者

○ 卒業証書の写し（原本を提示すること）又は卒業証明書

※ 郵送で提出する場合は、卒業証明書とする。

(2) 平成18年3月31日以前に学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者

○ (1)と同じ

(3) 平成18年4月1日以降に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の

正規の課程(同法第87条第2項に規定する6年制課程の薬学部に限る。)を修めて卒業した者

○ (1)と同じ

- (4) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく旧制中学若しくは学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であって、薬局、一般販売業(卸売一般販売業を除く。)、薬種商販売業、店舗販売業又は配置販売業における一般用医薬品の販売等の実務に1年以上従事した者

○ 卒業証書の写し(原本を提示すること)又は卒業証明書

※ 郵送で提出する場合は、卒業証明書とする。

○ 実務経験(見込)証明書

- (5) 薬局、一般販売業(卸売一般販売業を除く。)、薬種商販売業、店舗販売業又は配置販売業における一般用医薬品の販売等の実務に4年以上従事した者

○ 実務経験(見込)証明書

- (6) 上記(1)から(5)に該当する者のほか、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとするに当たり、上記(1)から(5)に該当する者と同等以上の知識経験を有する者で次のいずれかに該当する者として熊本県知事が認めた者

ア 外国薬学校卒業者等のうち、平成17年2月8日付け薬食発第0208001号医薬食品局長通知「外国薬学校卒業者等の薬剤師国家試験受験資格認定の取扱いについて」で示した薬剤師国家試験受験資格の認定基準と照らし合わせて、上記(1)から(3)に該当する者と同等であると認められる者

○ 卒業証書

イ 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)に基づく高等学校卒業程度認定試験の合格者であって、薬局、一般販売業(卸売一般販売業を除く。)、薬種商販売業、店舗販売業又は配置販売業における一般用医薬品の販売等の実務に1年以上従事した者

○ 認定試験合格書

○ 実務経験(見込)証明書

※1 卒業証書(卒業証明書)に記載されている氏名が願書提出時点と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍謄本を併せて提出してください。

※2 平成22年度以前に本県が実施した登録販売者試験を受験した者(欠席した者を除く。)については、受験資格を有することを証する書類の提出を省略することができます。省略する場合は、受験願書の余白に受験資格を有することを証する書類を提出した試験の年度等(例「平成22年度試験受験」)を記入してください。

※3 旧制中学又は高等学校と同等以上の学校として専修学校、専門学校等は含まれないため、受験資格について疑義がある場合は、事前に各地域振興局保健福祉環境部衛生環境課(保健所衛生環境課(熊本市の保健所を除く。))又は熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課に問い合わせてください。

4 受験票

受験票は、受験願書受付後、平成23年10月初旬に受験者宛てに送付する。

なお、受験票が平成23年10月12日（水）までに届かない場合は、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課に問い合わせてください。

5 受験願書提出後の注意事項

受験願書提出後に、受験願書等の内容に変更を生じた場合又は誤記等が判明した場合は、速やかにその旨を受験願書を提出した窓口又は熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課に申し出てください。

6 合格発表等

(1) 発表日時

平成23年11月30日（水）午前10時に各地域振興局保健福祉環境部（保健所（熊本市の保健所を除く。））及び熊本県庁行政棟本館1階ホールに合格者一覧表を掲示するほか、熊本県庁ホームページに掲載します。

合格者には本人宛での合格通知書を郵送し、電話による可否の問合せには一切応じないものとします。

(2) 得点に関する開示について

熊本県個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求期間は、合格発表の日から平成23年12月28日（水）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。

受験者本人から申し出があった場合に限り、その者の得点を口頭で開示します。

開示を希望する者は、合格発表後、受験票を持参のうえ、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課において開示請求を行ってください。

7 問合せ先

○ 熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2242

○ 玉名地域振興局保健福祉環境部（有明保健所）衛生環境課

郵便番号 865-0016 玉名市岩崎1004-1

電話 0968-72-2184

○ 鹿本地域振興局保健福祉環境部（山鹿保健所）衛生環境課

郵便番号 861-0501 山鹿市山鹿465-2

電話 0968-44-4121

○ 菊池地域振興局保健福祉環境部（菊池保健所）衛生環境課

郵便番号 861-1331 菊池市隈府1272-10

電話 0968-25-4135

○ 阿蘇地域振興局保健福祉環境部（阿蘇保健所）衛生環境課

郵便番号 869-2301 阿蘇市内牧1204

電話 0967-32-0535

○ 上益城地域振興局保健福祉環境部（御船保健所）衛生環境課

郵便番号 861-3206 上益城郡御船町辺田見400

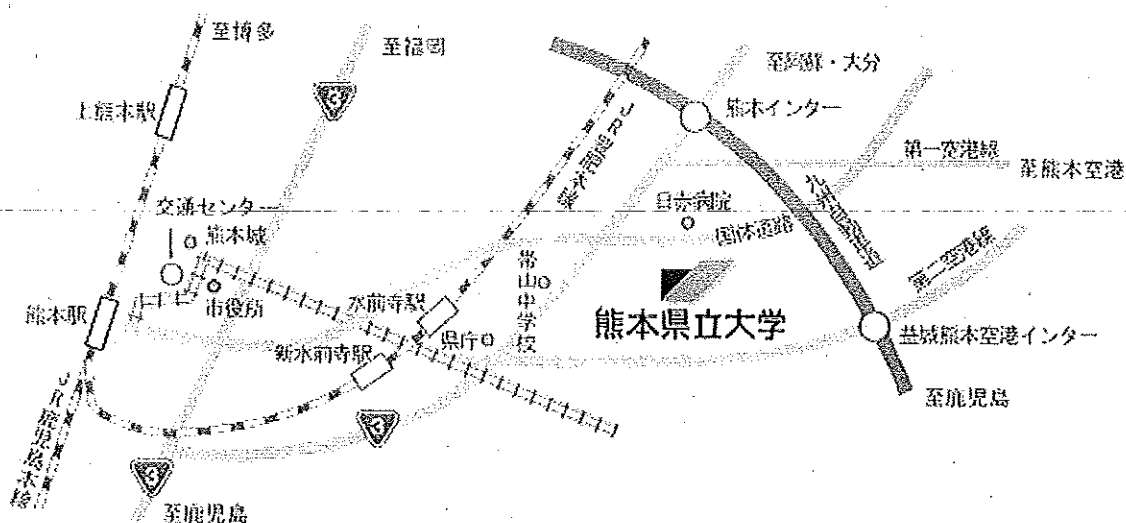
電話 096-282-0016

- 宇城地域振興局保健福祉環境部（宇城保健所）衛生環境課
郵便番号 869-0532 宇城市松橋町久具400-1
電話 0964-32-1148
- 八代地域振興局保健福祉環境部（八代保健所）衛生環境課
郵便番号 866-8555 八代市西片町1660
電話 0965-33-3198
- 芦北地域振興局保健福祉環境部（水俣保健所）衛生環境課
郵便番号 867-0061 水俣市八幡町2-2-13
電話 0966-63-4104
- 球磨地域振興局保健福祉環境部（人吉保健所）衛生環境課
郵便番号 868-0056 人吉市寺町12-1
電話 0966-22-3107
- 天草地域振興局保健福祉環境部（天草保健所）衛生環境課
郵便番号 863-0013 天草市今釜新町3530
電話 0969-23-0172

8 交通案内

- 熊本交通センターから
産交バス { 「パークドーム」行き又は「戸島」行き
 →「日赤病院前」下車 }
- JR水前寺駅から
市営バス { 「日赤・長嶺団地・月出」行き
 →「県立大通り」又は「県立大学前」下車 }

※ その他の交通手段もありますので、詳しくは熊本県立大学のホームページ
(<http://www.pu-kumamoto.ac.jp/>) をご覧ください。



登録販売者試験受験願書

熊本県知事 様		平成		年	月	日
薬事法第36条の4第1項の規定による試験を受験したいので申請します。						
本籍 (都道府県名)	ふりがな 氏名					
現住所	〒	県	市	郡	町	村
生年月日	2.大正 3.昭和 4.平成	年	月	日	性別	男性・女性
連絡先	TEL - -					
熊本県収入証紙貼付欄 (13,000円分)						
		※ 保健所等No				
		※ 受付No				
		受付印				
受験番号						

備考 1 太わく内は、本人がかい書ではっきり記入してください。
2 本籍・氏名及び生年月日は、必ず戸籍記載事項どおりに記入してください。

登録販売者試験
写真票

受験番号				
氏名				
T. S. H.	年	月	日生	

写真貼付場所

- 1 写真の裏面全部にのりをつけてこの場所にしっかりはりつけてください。
- 2 写真は、申込前6か月以内に写したもの(上半身、脱帽、正面向、縦5cm×横4.5cm)で本人と確認できるもの。

備考 太わく内は、本人がかい書ではっきり記入してください。

実務経験(見込)証明書

平成 年 月 日

熊本県知事

様

薬局開設者又は医薬品の

販売業者名

代表者氏名

印

(許可番号:)

管理者氏名

印

次の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏 名	(生年月日 年 月 日)
住 所	〒
薬局、店舗又は 配置販売業の名称	
薬局若しくは店舗 の所在地又は配置 販売業の区域	

1 業務期間 年 月 ~ 年 月 (年 月間)

2 業務内容(業務期間内に行われた業務に該当する□にレを記入すること。)

☐ 主に一般用医薬品の販売等の直接の業務を行っていた。

☐ 一般用医薬品の販売時の情報提供を補助する業務又はその内容を知ることができる業務を行っていた。

☐ 一般用医薬品に関する相談があつた場合の対応を補助する業務又はその内容を知ることができる業務を行っていた。

☐ 一般用医薬品の販売制度の内容等の説明の方法を知ることができる業務を行っていた。

☐ 一般用医薬品の管理や貯蔵に関する業務を行っていた。

☐ 一般用医薬品の陳列や広告に関する業務を行っていた。

*☐ 薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で業務を行っていた。

記入上の注意

1 字は、墨、インク等を用い、かい書で明りょうに書いてください。

2 当該証明を行う者は、次のとおりです。

(1) 薬局の許可を受けている者であること。なお、証明を受ける者に係る当該薬局での業務期間が、平成21年5月31日以前の期間を含む場合は、管理者の証明及び「2 業務内容」のうち*印の項目のチェックは省略できます。

(2) 店舗販売業又は配置販売業の許可を受けている者(薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)附則第2条の既存一般販売業者、同法附則第5条又は8条に規定する既存薬種商等及び同法附則第10条第1項の既存配置販売業者並びに同法附則第17条により薬事法の一部を改正する法律第1条による改正前の薬事法第26条第1項、第28条第1項及び第30条第1項の許可を受けた者を含む。)であつて、許可に必要な薬剤師又は登録販売者の配置の要件を満たしているものであること。なお、()内に該当する既存業者が証明を行う場合は、管理者の証明及び「2 業務内容」のうち*印の項目のチェックは省略できます。

4 業務期間は、実務経験被証明者が1か月に80時間以上、上記2の業務内容に示された業務を行っていた連続した期間を記入してください。

5 見込証明でない場合は、標題の(見込)を二重線で消してください。

6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。